

消費者団体訴訟制度に関する今通常国会での審議の状況

今通常国会では、衆議院に消費者問題特別委員会が設置され、政府提案の消費者庁設置関連法案ならびに、民主党提案の消費者権利院法案と消費者団体訴訟法案が審議されました。すでに、衆議院では、消費者庁設置関連法案が修正の上全会一致で議決（民主党提出の2法案は取り下げ）され、5月1日現在、参議院での審議に入っています。

今回の審議では、消費者行政の一元化にあたっての組織の有り様をめぐって、充実した審議が行われました。加えて、民主党から「消費者団体訴訟法案」が提出されていたことから、消費者団体訴訟制度に損害金等請求制度を導入する件についても議論が行われています。その結果、消費者庁設置関連法案の修正案に、消費者団体訴訟制度に係る附則として、下記の2項が入っています。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

第5項は、現状、差止請求関係業務について一切財政支援がなく、適格消費者団体の負担で消費者団体訴訟制度が維持されている状態の改善を目指すもので、今後の具体化がおおいに期待されるところです。

また、第6項は、多数に生ずる消費者被害の救済と加害事業者からの不当な収益を剥奪する制度検討を求めています。これには、行政機関が主体となる父権訴訟のような制度導入という方法と、適格消費者団体が主体となる消費者団体訴訟制度に損害金等請求権を導入する方法とが考えられますが、この2つの制度はその両方を導入することが、下記のような理由から必要であり、参議院審議にあたってその点を要請してまいりたいと思います。

行政による父権訴訟だけでなく、消費者団体が被害回復に資する制度が必要な理由

消費者団体は、消費者基本法にも定められているように、消費者の立場にたつて被害回復をはかることが期待される組織です。特に適格消費者団体は、差止請求権を背景に、不当な約款・勧誘行為の是正を行うという活動実績を積んでいます。現在は不当な約款・勧誘行為を是正しても、是正以前の消費者の被害回復は消費者個人が実現しなければならない制度となっています。法令に照らして不当な行為によって生じた被害は、適格消費者団体が被害者に代わって損害金等請求訴訟を提起し被害回復をすすめられるよう制度化することが、当然の姿として期待されます。

行政機関による消費者被害の回復も期待されるのですが、違法と考えられる事案の件数は非常に多く、かつ被害の規模やその内容も多様であり、行政機関だけでは十分な対応は困難です。行政機関には、被害規模が甚大で、立入り調査などが必須といった、重大で立証が困難な案件を優先的に取り組んでもらい、適格消費者団体は、被害が数百件程度と相対的に規模が小さく、立証も比較的容易な案件を積極的に取り組み、全体として多くの被害回復をはかり、不当収益を許さないことが期待されます。

**（株井上オートが契約書約款を改訂し、意見交換終了する
～メータ改ざん判明したら、「車輛本体価格＋諸費用」を返金～**

消費者機構日本では、2008年6月に中古車販売事業者の株井上オートに対し、「契約書約款」の是正を求め、次の2項目の削除申入れと4項目についての検討を要請しました。

最終的には、合意書取り交わしまでは至りませんでした。約款は、基本的に当方の主張を受入ほぼ全面的に改訂されました。

I. 初回（08年6月）の要請項目は下記の6点

1. 削除を申し入れた2項目

- (1) 「メータ改ざん車は、納車日より3ヶ月以内に発覚し、その経歴が間違いない場合、車輛本体価格全額を発覚車輛と引替えに乙（購入者）に返金します。その後は、一切申し受け致しません。」
- (2) 「オートローンの13ヶ月以内の繰上げ返済はできません。」

2. 検討を要請した4項目

- (1) 契約金の性格、(2) 購入申込みを承諾しない場合、(3) 契約の成立時期、(4) 契約解除について

II. 2点は改訂済み、新たに検討要請項目を追加

当方の検討時に基にした契約書約款はすでに07年に改訂されており、そこでは上記1-(1)(2)は既に削除されていることが判明したため、未解決の初回要請項目の2に下記項目を追加して再度の検討を要請しました。

追加して検討を要請した項目

メータ改ざん発覚により返金する場合は車両本体価格のみであり、諸費用が含まれていない点の是正

III. 合意書作成には至らなかったが、約款の是正を確認し、意見交換を終了。

この要請を受けて、08年9月に株井上オートから改定案が示されましたが、当方とのその後の協議を経て、08年12月に改訂約款が提示されました。

これについては、初回要請項目2の(1)(2)(4)については是正申入れの趣旨に沿った内容で反映されており、(3)の契約の成立時期についても双方の見解は異なっているものの、「承諾の意思表示を行なう時は、購入希望者の申込書類への署名を実行している」との回答を得ました。

契約書約款の改訂に関する合意書作成については、当該事業者が拒否したため、残念ながら最終的に合意書取り交わしまでは至りませんでした。約款については、ほぼ当方の主張を受け是正されたものとして意見交換を終了しました。

※ 要請書ならびに改定後約款は、消費者機構日本ホームページを参照ください。

http://www.coj.gr.jp/topics/topic_090319_02.html